

令和6年度 高知県立大学後援会学生研究等支援事業支出にあたっての注意点

- ・領収書の宛名は本人名です。
- ・JRを利用する場合、領収書を付けるとともに、駅～駅の運賃のわかるもの（インターネットで検索したものをプリントアウトしたものなど）を添付してください。
- ・タクシー代は法人の規程に準じ、原則支出が認められません。どうしても利用せざるを得ない場合、公共交通機関がないなどの理由を書いた理由書を提出いただき、その理由が正当であると認められた場合に限り、支出いたします。
- ・バス料金はバス停～バス停の運賃のわかるもの（インターネットで検索したものをプリントアウトしたものなど）を付けてください。
- ・自家用車をご利用される場合、マップファンWEB
<https://mapfan.com/map/routes/search?c=35.681195934673795,139.7672311841094,12&s=std,pc,ja&p=none>
 で出発地から目的地までの距離及び高速料金のわかるものをプリントアウトして付けてください。距離×29円が支給されます。
- ・高速料金については、領収書もしくはETC利用証明書を添付してください。
- ・宿泊費については、法人で規程する料金の範囲内で支出いたします。

（参考）

区 分	東京都特別区	甲地方	乙地方
教職員 依頼出張を受けた外部の者	13,400	10,900	9,800
	12,100	9,800	8,800
	10,700	8,700	7,800
学生等	8,700	8,700	7,800
	7,800	7,800	7,000
	7,000	7,000	6,200

【備考】

上段：出張する日から30日までの単価

中断：同一地域における滞在日数が31日以上60日までの単価

下段：同一地域における滞在日数が61日以上単価

甲地方及び乙地方は、以下のとおりである。

甲地方	埼玉県さいたま市、千葉県千葉市、神奈川県横浜市、同県川崎市、同県相模原市、愛知県名古屋市、京都府京都市、大阪府大阪市、同府堺市、兵庫県神戸市、福岡県福岡市、広島県広島市
乙地方	甲地方に該当する都市及び東京都特別区以外の地域

- ・海外に行く場合は別途ご相談ください。
- ・その他不明な点、提出すべき証拠書類が分からない場合はご相談ください。